



集中決済に関連する「債権法改正の基本方針」の論点
「一人計算」概念を中心に

2009年10月6日
日本銀行決済機構局

債権法改正について

債権法改正の動向

- ・ 法務省は、2006年2月に民法の債権法部分の改正に向けた検討に着手する方針を表明

民法(債権法)改正検討委員会

- ・ 民法、商法等の法学者を中心に有志で設立(2006年10月)
- ・ 「債権編を中心とした民法典の抜本改正のための準備作業として、改正の基本方針(改正試案)を作成すること」が目的
- ・ 2年半の間に260回の会合を重ね、「債権法改正の基本方針」を取りまとめた(2009年3月)

「一人計算」の提案

一人計算(いちにんけいさん)

- ・ 多数者が参加する集中決済スキーム(X)での利用等を想定して、債権者(A)・債務者(B)間に生じる1つの債権を、AのXに対する債権と、XのBに対する債権の2つに置き換えることを明快に説明するための新しい私法概念として提案
- ・ 登記が一人計算の合意(契約)の効力要件
- ・ Bが債務不履行となった場合でも、一人計算に基づく新しい債権債務関係は影響を受けない
- ・ 一人計算の対象となるA・B間に生じる債権の差押え等は、AのXに対する債権を目的としてなされたものとみなす 等

「一人計算」の提案(続)

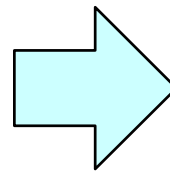
現行の法律構成(債務引受・債権取得)

当事者(AとB)および
引受人(X)の間で債務
引受・債権取得について
合意

引受人(X)が債
務者(B)の債権者
(A)に対する債務
を免責的に引受け

引受人(X)が
で引き受けた債務
に対応する債権を
取得

債権者(A) → 債務者(B)



引受人(X)

債権者(A) 債務者(B)

引受の対象となる債務(債権者:A、
債務者:B)が発生

「一人計算」の提案(続)

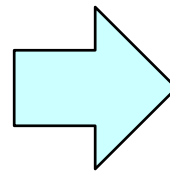
一人計算の法律構成

当事者(AとB)の間で
一人計算に関して合意し、
これを計算人(X)が承諾
一人計算を登記

計算人(X)
が債権者(A)に
対して応当する
債務を負担

債務者(B)
が計算人(X)に
対して応当する
債務を負担

債権者(A) → 債務者(B)



計算人(X)

債権者(A) 債務者(B)

計算の目的となる債務(債権者:A、
債務者:B)が発生

計算の目的となる債務が消滅

「一人計算」の論点

効力要件としての登記

- ・ 集中決済の参加者を一覧にして公示する登記の実務負担
現行の集中決済スキームの法律構成(債務引受・債権取得)では
登記は必要とされていない

差押え等の効力

- ・ 集中決済の参加者に対する差押え等の関係が集中決済機関
に対する差押え等の関係に移行することによる影響

現行の集中決済スキームの法律構成との関係

- ・ 現行の法律構成の位置づけ、一人計算とのすみ分け